

第3次下妻地方広域事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和4年9月

目次

【第1章】 計画の基本的事項

- 1 計画策定の目的 1
- 2 計画期間 2
- 3 対象範囲 2
- 4 対象とする温室効果ガス 2

【第2章】 温室効果ガスの排出状況

- 1 基準年度の温室効果ガス排出量 3
- 2 旧計画の実績 4
- 3 旧計画期間における温室効果ガス排出量の推移 6

【第3章】 今後の取組

- 1 排出量の削減目標 7
- 2 削減に向けた具体的な取組 7
- 3 紙製品購入について 10

【第4章】 計画の推進

- 1 推進体制 11
- 2 点検・評価・検討について 11
- 3 公表 12
- 4 計画の見直し 12

【第1章】 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」のなかで、地方公共団体は、温室効果ガスを削減するための措置や削減目標等を定めた実行計画を策定することが義務づけられました。

このことをうけ、本組合でも「第2次下妻地方広域事務組合地球温暖化対策実行計画(平成29年4月策定)」に沿って、温室効果ガスの削減に取り組んでまいりましたが、計画期間終了に伴い、第3次下妻地方広域事務組合地球温暖化対策実行計画を策定するものです。

同計画は、本組合の事務・事業に関し、事業者、消費者として、温室効果ガスの排出量の抑制に関する取組を実施することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

【参考】 地球温暖化対策の推進に関する法律 第二十一条

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

9 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 第九項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

3~7、10~12、16、17(省略)

2 計画期間

本計画の期間は5年間とします。ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

基準年度 令和3年度

計画期間 令和4年度～令和8年度(5年間)

3 対象範囲

下妻地方広域事務組合が主体とする、全ての事務事業が対象とします。

対象施設一覧

事務局	フィットネスパーク・きぬ(総合公園施設)	城山公苑(し尿処理施設)
	クリーンポート・きぬ(ごみ処理施設)	ヘキサホール・きぬ(葬斎場)
	クリーンパーク・きぬ(最終処分場)	

4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、次の3種類とします。

対象温室効果ガス一覧

二酸化炭素CO ₂	メタンCH ₄	一酸化二窒素N ₂ O
----------------------	--------------------	------------------------

※地球温暖化対策の推進に関する法律で、対象となる7物質の温室効果ガスのうち、ハイドロフルオロカーボン(HFC)については、排出割合が微小なため、また、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)については、本組合の事務事業活動からは発生しないため、本計画の対象から除外します。(表1)

表1 対象とする温室効果ガス(地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項)

ガスの種類	人為的な主な発生源
二酸化炭素(CO ₂)	燃料や電気の使用など、温暖化への寄与が最も大きい
メタン(CH ₄)	水田や家畜などの農業活動、廃棄物の埋立
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行や一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	冷蔵庫の冷媒、カーエアコンの使用・廃棄
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造、溶剤(地方公共団体ではほとんど該当しない)
六ふっ化硫黄(SF ₆)	電気絶縁ガス、半導体の製造(地方公共団体ではほとんど該当しない)
三ふっ化窒素(NF ₃)	液晶ディスプレイの洗浄(地方公共団体ではほとんど該当しない)

【第2章】 温室効果ガスの排出状況

1 基準年度の温室効果ガス排出量

本組合の事務事業における、令和3年度の温室効果ガスの排出量は、以下のとおりです。

温室効果ガス排出量は、ごみ処理施設からの排出が大部分を占めており、二酸化炭素の排出に大きく起因するのは、一般廃棄物焼却量、次に電気使用量となっています。

基準年度の令和3年度温室効果ガス総排出量 28,381,058kg-CO₂

温室効果ガス種別排出量

温室効果ガスの種類	排出量(kg-CO ₂)	割合
二酸化炭素(CO ₂)	27,848,215	98%
メタン(CH ₄)	618	0%
一酸化二窒素(N ₂ O)	532,225	2%
計	28,381,058	100%

施設別温室効果ガス排出量

対象施設	排出量(kg-CO ₂)	割合
事務局	1,129	0%
フィットネスパーク・きぬ(総合公園施設)	431,622	1%
城山公苑(し尿処理施設)	727,545	3%
クリーンポート・きぬ(ごみ処理施設)	26,829,264	95%
ヘキサホール・きぬ(葬斎場)	307,620	1%
クリーンパーク・きぬ(最終処分場)	83,878	0%
計	28,381,058	100%

活動項目ごとの実績および二酸化炭素排出量

項目別	排出量(kg-CO ₂)	年間使用量
ガソリン	3,655	1,573L
灯油	328,604	131,997L
軽油	16,843	6,515L
A重油	119,224	44,000L
LPG	623	207m ³
電気使用量	3,011,494	6,828,784kWh
一般廃棄物焼却量(廃プラスチック)	24,367,772	8,814t

2 旧計画の実績

旧計画において、計画期間における目標年度の温室効果ガス総排出量は、基準年度(平成27年度)の5%削減を目標としていましたが、基準年と比較し、5%の増となっています。この要因は、表1、2から、一般廃棄物焼却量中の廃プラスチック量と軽油の増加であることがわかります。

単位:kg-CO₂

基準年度(平成27年度)の 温室効果ガス排出量	目標年度(令和3年度)の 温室効果ガス排出量	基準年との比較
26,932,406	28,381,058	1,448,652

単位:kg-CO₂

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
温室効果ガス排出量	25,479,054	24,432,085	28,024,967	30,664,083	28,381,053
基準年との比較	△5.40%	△9.28%	4.06%	13.86%	5.40%

表1 温室効果ガス排出量比較

単位:kg-CO₂

項目名		基準年度 平成27年度	目標年度 令和3年度	基準年度/目標年度 比較
CO ₂	ガソリン	6,106	3,655	△ 2,451
	灯油	938,903	328,604	△ 610,299
	軽油	12,026	16,843	4,817
	A重油	178,836	119,224	△ 59,612
	液化石油ガス(LPG)	891	623	△ 268
	電気使用量 (一般電気事業者)	4,079,167	3,011,494	△ 1,067,673
	一般廃棄物焼却	21,182,876	24,367,772	3,184,896
CH ₄	自動車	15	14	△ 1
	一般廃棄物焼却	604	604	0
N ₂ O	自動車	445	398	△ 47
	一般廃棄物焼却	532,355	531,827	△ 528
HFC	カーエアコンからの排出 (漏出+廃棄)	182	0	△ 182

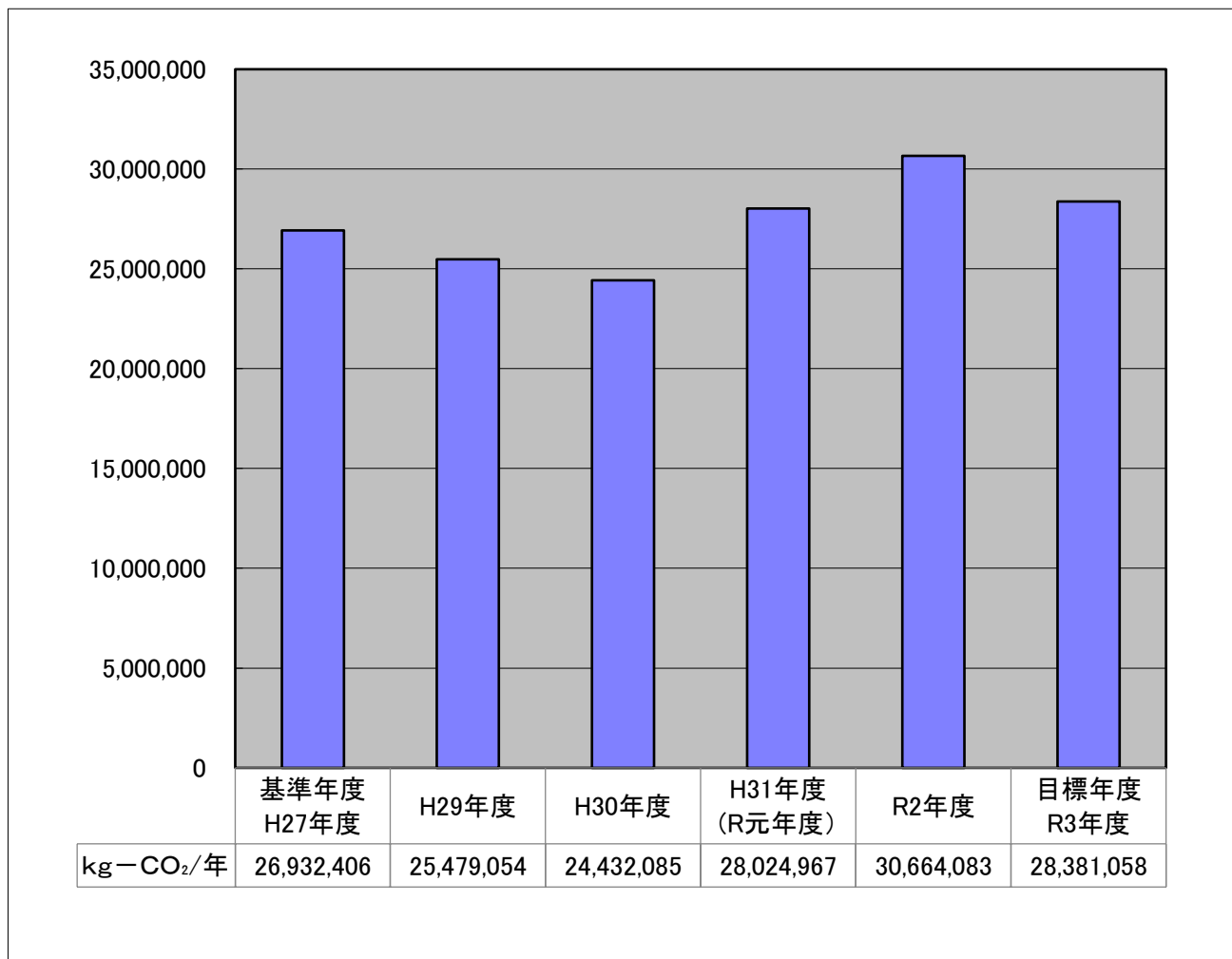
表2

エネルギー使用量比較

項目名		単位	基準年度 平成27年度	目標年度 令和3年度	基準年度/目 標年度比較	
燃料使用量	ガソリン	L	2,630	1,574	△ 1,056	
	灯油	L	377,148	131,997	△ 245,151	
	軽油	L	4,652	6,516	1,864	
	A重油	L	66,000	44,000	△ 22,000	
	液化石油ガス（LPG）	m ³	297	208	△ 89	
電気使用量（一般電気事業者）		kWh	8,077,558	6,828,784	△ 1,248,774	
自動車の走行量	ガソリン ・ LPG	普通・小型乗用車	km	21,400	12,191	△ 9,209
		軽自動車	km	11,787	8,899	△ 2,888
		普通貨物車	km	0	0	0
		小型貨物車	km	0	0	0
		軽貨物車	km	5,236	889	△ 4,347
		特殊用途車	km	119	47	△ 72
	軽油	普通・小型乗用車	km	0	0	0
		普通貨物車	km	977	683	△ 294
		小型貨物車	km	20,995	23,504	2,509
		特殊用途車	h	810	1,661	851
一般廃棄物焼却量（全量）	連続燃焼式	t	30,287	30,257	△ 30	
一般廃棄物焼却量（うち廃プラスチック量）		t	7,662	8,814	1,152	
その他	水道使用量	m ³	239,382	214,690	△ 24,692	
	用紙使用量	枚	130,930	104,000	△ 26,930	

3 旧計画期間における温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量は、平成27年度から平成30年度までは減少傾向でしたが、新型コロナウイルスが広がり始めた令和2年度は、家庭内で過ごす時間が増えたこと等により、ごみ量が増加し、温室効果ガスの排出量も増加となっています。



【第3章】 今後の取組

1 排出量の削減目標

本組合は、この計画期間の5年間で、温室効果ガス総排出量を5%削減することを目標とします。

これは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)において、すべての事業者に対して、中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位を低減させることを目標としており、技術的かつ経済的に可能な範囲内でその目標の実現に努めることに基づくものです。

温室効果ガス総排出量を5年間で5%削減

基準値: 28, 381, 058kg-CO₂/年



目標値: 26, 962, 005kg-CO₂/年

2 削減に向けた具体的な取組

温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な取組は、次のとおりとし、全職員が積極的に実行します。また、環境負荷低減のためにも、省資源の推進を図ります。

(1) 日常業務に関する取組

項目	取組み内容
OA機器	昼休みや長時間使用しない場合は、必要な機器以外電源を切る
	コピー機を使用しない場合は、節電・待機モードへ切り替える
	パソコンはスリープモードを活用する
空調	エアコンを使用する際は適温を励行する(冷房 28 度程度、暖房 20 度程度)
	クールビズやウォームビズなど、室温にあわせた服装を推進する
	ブラインドやカーテンの利用により、温度の調節を実施する
照明	業務に支障がない範囲で室内の蛍光灯本数を削減する
	蛍光灯の本数を見直し、必要に応じ間引きする
	始業時刻までは点灯しない
	昼休み及び残業時は、必要な箇所以外消灯する
照明	給湯室やトイレ、倉庫等は消灯し、使用の都度点灯する
	照明効率をあげるため、定期的な清掃を実施する

電気機器	電気ポットは長時間使用しない場合は電源を切る
	冷蔵庫は詰め込み過ぎないように注意する
公用車	アイドリングストップを徹底する
	急発進、急加速を自粛し、エコドライブを推進する
	低公害車や低燃費車を優先的に利用する
	タイヤの空気圧の調節等、定期的な点検・整備を行う

(2) 省資源の推進

紙の使用	内部打合せ資料やメモ用紙などに裏面コピーを利用する
	両面印刷など印刷枚数の削減に努める
	回覧、掲示板の活用に努め、庁内情報システムを有効利用する
	パソコンの印刷プレビュー等を利用し、試し刷りや無駄な印刷をなくす
	印刷物は部数の適正化に努める
水の使用	水を無駄に流さないなど、日常的な節水に取り組む
	手洗いやトイレ使用等における節水を徹底する
	公用車の洗車回数の適正化を推進する
物品の購入	グリーン購入を推進する※
	備品・事務用品等は修繕利用に努め、使用期間の長期化を図る
	詰替え可能な製品の選択に努める
リサイクル	ファイル・使用済み封筒等の再使用に努める
	古紙や缶・ビン・ペットボトルなど、分別、リサイクルを徹底する
	繰り返し使用できるマイボトルを持参する
業務の効率化	事務効率を上げ、残業を削減し、定時退庁を徹底する

※グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。(出典：環境省HPより)

(3) 高効率整備への推進と導入

エネルギー起源の温室効果ガスの削減効果が大きい施策を検討し、照明のLED化や熱源・空調機の最適化、変圧器の効率化による省エネルギー改修を実施します。

実施にあたっては、各所属所のエネルギー使用状況、構成市町の財政状況及び今後の施設新築・改修・更新を把握した上で、環境面と経済面を合理的に考え、補助金等を活用することで費用対効果を大きくします。

(4) 再生可能エネルギー設備の導入

既存の施設や遊休地となっている土地等の太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検

討します。また、新設する施設について、災害時の使用等も含めて導入を検討します。

(5) 施設・設備に関する情報のシステム化の検討

施設の基本情報や設備の設置状況等をシステム化することにより、施設状況等の確認がしやすくなり、工事に必要な情報を、その都度調査せず把握することが可能となります。

また、施設の関係図書(竣工図、改修図、保守管理書類等)は継続して関係者全員が把握できるよう、電子化を含めたデータ保管を検討します。

(6) 各所属所で省エネ化計画の整備の検討

施設のエネルギー使用状況や、今後の施設新築・改修・更新を把握した上で、エネルギー消費量が大きい設備の省エネ改修、運用変更等によるエネルギー削減に向けた計画を検討します。

3 紙製品購入について

再生紙の利用に関する取組の指針として、平成14年度に再生紙利用ガイドラインを策定しましたが、平成21年度に利用から購入へガイドラインを改定しました。選択に際しては、エコマーク等の環境ラベリングを参考にし、環境負荷に配慮した紙製品の選択に努めます。

(1) 紙製品購入ガイドライン

カテゴリー／品目	古紙パルプ配合率	その他内容
事務用紙		
コピー用紙		グリーン商品、FSC認証製品の優先購入と使用※ 白色度80%程度の利用促進
ノート	70%以上	
封筒		グリーン商品、FSC認証製品の優先購入と使用
付せん	100%	
OA用紙		グリーン商品、FSC認証製品の優先購入と使用
色紙		
事務用品		
ボックスファイル	100%	
紙ファイル	70%以上	
ダンボール		
印刷物		
パンフレット		グリーン商品、FSC認証製品の優先購入と使用
チラシ(単色刷)		
ポスター		
広報紙		
名刺		
タイムカード	70%以上	
衛生用紙		
トイレトペーパー	100%	
ティッシュペーパー		
ペーパータオル		

※本ガイドラインは、既に購入した用紙・用品類の使用を制限するものではなく、購入済みのものは無駄なく使い切ることを原則とします。

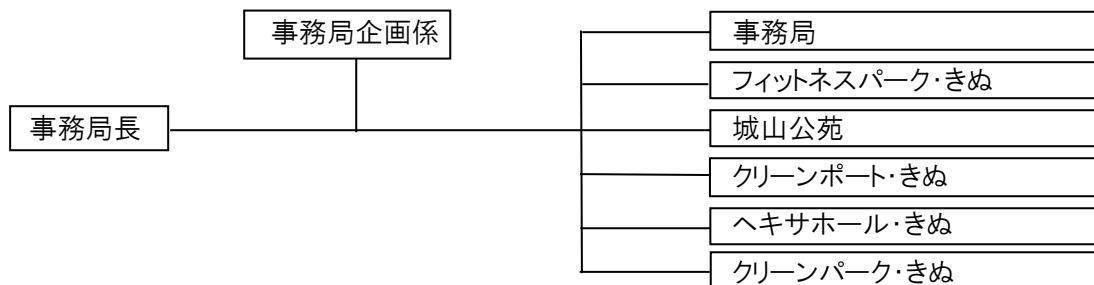
※FSC認証製品とは、森林の望ましい管理方法とその森林に由来する製品を認証する「森林認証」という制度があり、国際的な森林認証を行なう第三者機関のひとつであるFSC(森林管理協議会)のロゴマークの付いた製品は森林に由来する製品であることを保証された環境配慮型の商品です。

【第4章】 計画の推進

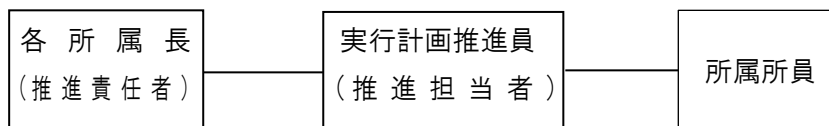
1 推進体制

以下のとおり推進体制を整備し、円滑な推進を図ります。

【推進体制】



【実行体制】



- (1) 事務局長を総括責任者として計画の推進・管理を行う。
- (2) 各所属所において、所属長を推進責任者として計画の推進を統括する。
- (3) 各所属所において、地球温暖化対策実行計画推進員を設置し、計画を推進する。
- (4) 各所属所職員は計画を熟知し、日常的な取り組みを率先して行う。
- (5) 全体の調査については、事務局企画係が担当する。

2 点検・評価・検討について

(1) 点検方法

- (ア) 各所属所の推進員は、年度終了後、温室効果ガス把握調査票により使用エネルギー量を点検します。
- (イ) 事務局企画係は、各所属所の温室効果ガス排出量を集計・分析し、達成状況について点検します。

(2) 評価方法

事務局企画係は、温室効果ガス排出量の集計結果を、組合全体・所属所ごとに過去の実績との比較の観点から評価を行います。

(3) 検討方法

事務局企画係と各所属所の推進員で、温室効果ガス排出量の集計結果を基に年度内の達成状況や今後の方針を検討します。

3 公表

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第15項に基づき、計画の実施状況や実績等を、1年に1度公表します。公表媒体は冊子とし、概要等をホームページにも公表します。

この冊子は、事務局企画係が年次報告書素案として取りまとめ、事務局長に報告します。

事務局長は、所属長会議に諮り、承認を得たうえで、管理者に報告したのち、公表します。

4 計画の見直し

実行計画の見直しは次の場合に行います。

- (1) 取組内容を大幅に変更する必要があるとき。
- (2) 計画対象施設の追加・削除が行われるとき。
- (3) 組織の変更があったとき。
- (4) その他、実行計画の大幅な変更が必要なとき。